

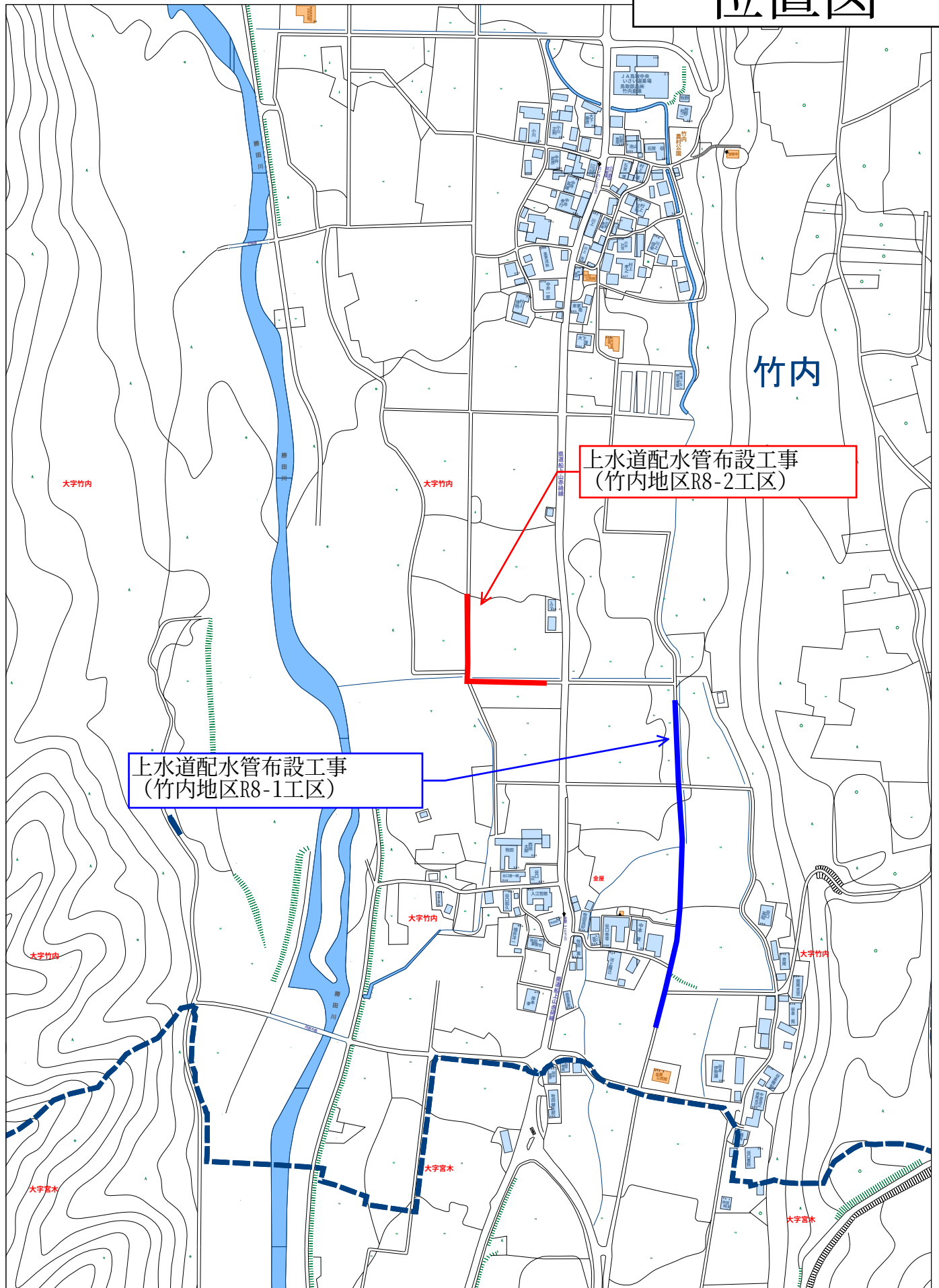
令和 8 年度

工 事 設 計 書

(起 工)

工 事 名	上水道配水管布設工事（竹内地区R8-1工区）
工事場所	東伯郡琴浦町大字竹内

位置図



1:5000

令和08年10月02日 08:41

仕 様 書

工 事 仕 様 書

I 総 則

本工事の仕様・指示にあたりその優先順位は次のとおりとする。

- 1) 特別仕様書（下記Ⅱのとおり）
- 2) 共通仕様書
鳥取県土木工事共通仕様書・琴浦町水道工事仕様書に準ずる。
- 3) 設計図書
- 4) 施工管理（土木工事施工管理基準）

上記図書に明記されていない事項で、工事施工上必要な事項については、その都度、監督員と協議しその指示に従うものとする。

Ⅱ 特別仕様書

1) 工事概要

1. 工 事 名 上水道配水管布設工事（竹内地区R8-1工区）
2. 工事場所 東伯郡琴浦町大字竹内
3. 工事内容 大父木地配水池系配水管 HPPE φ 150 L=295.6m
国実水源地系送水管 HPPE φ 150 L=295.6m
金屋水源地系送水管 HPPE φ 100 L=265.7m

2) 工事完成期限 令和9年3月19日

3) 安全・訓練等の実施に関する特別仕様書

1. 労働安全衛生法第59条、第60条及び第60条の2に定める安全衛生教育を実施するほか、工事現場に即した安全・訓練等を全ての作業員を対象に毎月1回、半日以上の時間を割当て実施するものとする。
2. 安全・訓練等の実施について「鳥取県土木工事仕様書」第103条施工計画書の「安全管理」に実施事項を記載し監督員に提出するものとする。

4) 施工に関する特別仕様書

1. 形状、寸法等が設計図と異なる場合は、他に支障を生じない限り監督員と協議の上、処理する。
2. 工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査等並びにその費用は本工事請負者の負担とする。

3. 工事写真の撮影について

- ①施工前 ⇄ 施工後 ⇄ 完成の順に同一場所にて撮る（撮影方向を統一する）
- ②撮影の位置を示す説明図を添付すること。
- ③安全管理の標識写真を撮る。
- ④掘削と埋戻の材質の異なる部分その他色別を必要とする部分は入念に撮る。
又、管材等の埋設するものは規格番号を明確に撮る。
- ⑤掘削断面図の撮影は黒板の図の書き方と箱尺等が一致し、わかりやすく説明出来る様に撮る。
- ⑥その他構造物の寸法ポイントを明確に撮る。

4. 提出書類について

使用材料承認願、使用材料搬入報告書、主要材料納品書、各材料試験

成績表、主任技術者経歴書、保険等証書の写、工事日報、工事写真、その他工事に必要なもの。

契約金額が500万円以上の工事については、契約後10日以内にその工事内容を工事实績情報システム（CORINS：コリンズ）に登録し、工事カルテを提出すること。

5. 監督員の指示により舗装復旧コアーを取り確認を得ること。
6. 設計書に記載されている観測点をペンキ（舗装）、杭にて印すること。
7. 掘削部分はその日に埋戻を行う、又路上に段差を生じる場合には、点滅等、バリケード等で防護する。
8. 設計図書に明記なき場所に、はつり部分が生じた場合、すべて原形復旧とする。
9. DCIP、RRVP、PE融着継手は、チェックシートで管理する。
10. 配管終了後、水圧試験、通水試験を実施すること。水圧試験は、自記圧力計で測定し、安定していること。
11. 交通の状況等により必要となる場合、夜間作業を行なうものとし、監督員と充分打合せを行い、施工すること。
12. 漏水個所には、水止めを行い道路の沈下等に対処すること。
13. ボルト、ナットは全てステンレスとし、SUS304、ナットはSUS403とする。
14. 埋設管には、埋設表示シートを布設すること。
15. 工事完了後2年以内に復旧路面が沈下を生じた場合、請負者の責任において、すみやかに復旧するものとする。
16. No、測点等は、布設ポイントに測点ピン（青）を打ち明示すること。

仕 様 書

一般事項

(適用範囲)

1. この工事標準仕様書（以下仕様書という）は、請負者が請負により施工する各種工事に適用するものとする。
2. この仕様書に定めのない事項は、別に特記仕様書で定めるものとする。
3. この仕様書の定めと、特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書によるものとする。

(諸法規の適用)

1. 本工事の施工にあたっては、別紙図面、設計書及び請負契約書によるほか、琴浦町財務規則、並びに琴浦町水道工事仕様書（日本水道協会参照）、鳥取県土木工事仕様書、特記仕様書に準拠するものである。

(工事管理)

1. 承認された工程表に基づく工事施工の時期、順序ならびに工程表の変更等については監督員の承認を得なければならない。
2. 請負者は、実施工程表、工事日誌、材料受払簿の帳簿を備え、監督員の要求により工事日報を提出しなければならない。
3. 工事施工の都合上、夜間作業を必要とするときは、あらかじめ監督員の承認を得なければならない。又、監督員が工程管理あるいは現場管理上必要と認めたときは、夜間作業を命ずる事がある。

(現場管理)

1. 工事個所及びその周辺にある地上及び地下の既設構造物に対しては、工事施工に伴い支障を及ぼさないように、関係者と協議の上、所要の処置をしなければならない。
2. 工事現場内及びその周辺には、所要の標識灯、標識、防護柵、及び立ち入り禁止の立札等を設備し必要に応じ照明設備を設け、あるいは信号員、見張員を置く等一般公衆及び作業員の安全を確保する為の万全の施設をしなければならない。

(品質管理)

1. 請負者は、工事施工中絶えず品質管理を行い、監督員から要求があった場合は、その結果を提出しなければならない。

(工事写真)

1. 請負者は、監督員の指示により、工事竣工後外部から明視、測定等がなくなる箇所、竣工時まで撤去する仮設物、あるいは竣工後まで残存しない維持的物件の施工状況並びに重要な工事段階等の工事状況を撮影しなければならない。
2. 工事写真の提出部数は1部とし、大きさは特に監督員が指示する場合のほかは、サービス判とする。
3. 写真は設計図書に基づき構造物の施工状況、出来高、品質管理等工事の進行とともに、その実態が検査時において確認できる様にし、特に水中または地下に埋設する個所に重点をおいて撮影するものとする。（黒板明示）

(官公署及び民間との交渉、協力)

1. 請負者は工事中関係官公署、その他と緊密に連絡して充分協調を保つとともに工事現場に関係ある一般民間人に対しても親切を旨として工事の円滑な運行を図らなければならない。
2. 請負者が工事施工のため必要とする関係官公署、その他に対する手続きは、工事に支障のないように延滞なく処理しなければならない。

(工事検査)

1. 工事の出来高検査にあたっては、請負者又は、現場代理人及び主任技術者は立ち合わなければならない。
2. 請負者は、検査方法について異義を申し立てることができない。

(請負者の負担)

1. 請負者は設計図書及び仕様書に明示していない費用であっても、工事施工上当然必要と認められるものは、これを負担しなければならない。
2. 施工に際し第3者に損害を与えた場合は、直ちに原形復旧をなし、且つこれの補償。
3. 引渡前の管理不行届きによって生じた損傷及び検査により生じた材料及びその他の損傷部分の補修。

(材料)

1. 工事用材料は、設計図書又は、仕様書に品質、規格を明示したもののほか J I S の規格のあるものにあつては、これに合格するものとし、すべて使用前に監督員の検査に合格したものでなければならない。

(材料試験及び検査)

1. 工事用主要材料は、必要に応じ材料試験を行い監督員の承認を受けなければならない。
2. 試験又は、検査に合格した材料でも使用時において変質又は、不良品となったものは使用してはならない。

管布設関係

(布設位置)

1. 管布設の土被りは、設計図に正確に決定し必要に応じて地下埋設物、その他障害物を確認し監督員と協議の上布設位置を決定しなければならない。

(掘削工)

1. 機械掘削をする場合は、施工区域全般にわたり地上、地下埋設物に充分注意しながら行なわなければならない。

(埋戻工)

1. 埋戻は所定の土砂を用い、片埋めにならないように注意しながら充分締め固めなければならない。
2. 埋戻に際しては、管、その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないよう注意して行なわなければならない。

(弁類の取扱い)

1. 弁類の取扱いは、弁代（角材）等を敷いてボルト締めで片締め等ならない様注意して据付なければならない。

(管据付)

1. 管据付けにあたっては、充分内部を清掃し、埋設深さを確認して、移動しないよう胴締めを賢個に行い、管鑄出文字を上向きにして据付けなければならない。
2. 管据付けには、管に影響をあたえないように床付面を仕上げ必要に応じ砂を敷き、又は、枕木を並べる等の処置をしなければならない。
3. 1 日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないよう木蓋等で管末端をふさがなければならない。
4. 管布設完了後は、一定区間ごとに水圧試験を行なうが、その圧力強度及び継続時間は監督員が指示する。

(既設石綿管について)

1. 石綿セメント管の切断等の作業を行うときは、管を湿潤状態にして石綿粉じんの発散を防止し、呼吸用保護具（防じんマスク）及び作業衣（または保護衣）を使用し予防する。
2. 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等にこん包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはいけない。
3. 石綿セメント管を廃棄する場合は産業廃棄物の処理基準に基づいて処理を行う。

現 場 説 明 書

[illegible]

上記説明事項及び別紙一般の事項・特記事項（施行条件明示事項）は、了承しました。

[illegible]

1

①＝（低騒音型・低振動型建設機械）＝

本工事のうち施工箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要がある
ので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通
省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

該当工種：_____、施工機械：_____

現場説明書

2

安全対策

①（交通安全施設等）

一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。

交通誘導員A 人 交替要員 人 1日あたり合計 人 配置日数 日
工事全体合計 人・日

交通誘導員 B 人 交替要員 人 1日あたり合計 人 配置日数 日
工事全体合計 人・日

警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。

交通誘導員Ａとは、警備業法第２条第４項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員をいう。

また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。

なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。

濁水処理

① (濁水処理)

工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。

また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知）

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosousetudan.pdf>) に基づいて適正に処理すること。

【建設発生土（処理）】

① (他王事等流用)

建設発生土は_____市・町・村_____地内の _____工事現場に運搬
(片道運搬距離 _____km) するものとする。

②（建設技術センター）

建設発生土は琴浦市・町・村八橋地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離4.3 km）するものとする。なお、処理費として1m³当り 1,650 円をセンターに支払うこと。

センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）

~~③ (民間残土受入地)~~

建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として1㎡当り_____円を_____に支払うこと。

民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）

④ (土質改良プラント)

建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として1m³当り_____円を_____に支払うこと。

土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）

【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】

① (分別解体等)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。

コンクリート塊 1m³当り 円

アスファルト塊 1 m³当り _____ 円

建設発生木材 1 m³当り _____ 円~~② (他工事等流用)~~

〔Co雑割材・
ものとする。〕は、_____市・町・村_____地内_____工事で使用する

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用	① ~~（建設発生土の使用）~~ _____工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____に使用する。 ②（再生資材の使用） ア Co雑割材は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。 ウ 再生クラッシュラン〔規格：Rc- 40 〕は、使用箇所：_____に使用する。 エ 再生コンクリート砂〔規格：RS- 〕は、使用箇所：_____に使用する。 オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格： 〕は、使用箇所：_____に使用する。 カ その他再生資材〔資材名： 〕〔規格： 〕は、使用箇所：_____に使用する。 キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。 ク 本工事において、粒度調整碎石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。
工事用道路	① ~~（農地の一時転用について）~~ 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。 【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。（該当がなければ記載を削除）】 受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。 ② ~~（農地の賃貸借）~~ ア _____の用途に使用するため、_____市・町・村_____番地を賃貸借すること。 イ 土地賃貸借契約書に「鳥取県との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は鳥取県が有することとし、原状復旧の責は鳥取県が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。 ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。 エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。 オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。
その他	① ~~（自社施工）~~ 本工事においては、（※）_____工（_____工を除く）のうち少なくとも_____千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。 ※該当する細別（レベル4）を記載する。 ②（工事名称） 工事標示板に記載する名称は、_____上水道配水管布設工事（竹内地区R8-1工区）とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

③ (景観評価)

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではな
い〕。
イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と
協議すること。

④ (工事成績評定)

【一般土木工事】 (該当しない場合は削除)

本工事は、工事成績評定要領第5の1に基づく工事成績評定の対象と〔する・しない〕。工事成
績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。

【建築・設備工事】 (該当しない場合は削除)

本工事は、工事成績評定要領〔第5の2・第5の3〕に基づく工事成績評定の対象と〔する・し
ない〕。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。

ア 請負対象設計金額 (請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対
象設計 金額を変更した場合には、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。) が、5
00万円未満の 一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事

イ 鳥取県の管理する道路 (道路法 (昭和27年法律第180号) 第2条第1項に規定する道路に
限る。) ・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理 (公共土木施設災害復旧事業費国
庫負担法 (昭和26年法律第97号) 第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるもの
を除く。) することを目的として発注された工事 (年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵
芥処理工事)

ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事

エ 機器の納品、部品取替等の建設工事 (融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置
工事等)

オ 工事目的物を伴わない建設工事 (旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等)

⑤ (監督体制)

本工事は監督体制は〔一般・重点〕監督とする。

重点監督の工種は_____とし、その他の工種は一般監督とする。

なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥ (三者協議)

本工事は、(対象工事の区分を記載) 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の
留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協
議するものとする。 (重点監督工事等に適用)

⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が
含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

ア 技能士種別: 技能士、該当工種: 工、特記事項根拠: 頁

イ 技能士種別: 技能士、該当工種: 工、特記事項根拠: 頁

ウ 技能士種別: 技能士、該当工種: 工、特記事項根拠: 頁

⑧ (電子納品)

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、
止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員
と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、<https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm>に掲載された本工事調
達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」 (以下「ガイドライン」
という。) に従い適正に納品すること。

オンライン電子納品を実施する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm>に掲載
された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領 (令和6年6月12日付第
202400071599号技術企画課長通知) に従うこと。

⑨ (情報共有システム)

情報共有システム (以下「システム」という。) を利用すること。

ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、監督員と協議の上、紙書類によること
ができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施
すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用につ
いて」 (平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知) に基づいて処理することと
し、設計変更の対象とする。

⑪（建設機械の賃料の採用単価）＝

建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン、高所作業車及び橋梁点検車は、通常単価を採用し、その他の建設機械は長期割引単価を標準としている。

通常単価を採用した建設機械〔無し・有り（ ）〕

⑫（現場環境改善）＝

【災害復旧工事以外】（該当しない場合は削除）

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔する・しない〕。

下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの実施内容を実施すること。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 昇降設備の充実, 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実, 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策 5. （港湾・漁港工事のみ）防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現景観向上（美装化・デザイン看板等

【災害復旧工事】（該当しない場合は削除）

現場環境改善費における主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

⑬（熱中症対策）

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑭ (現場管理費補正)

【治山工事、林道工事以外】 (該当しない場合は削除)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領(令和元年6月12日付第201900066875号県土整備部長通知)の対象工事である。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

~~【治山工事、林道工事】 (該当しない場合は削除)~~

本工事は、治山事業及び林道事業における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領(令和元年7月31日付第201900109943号農林水産部森林・林業振興局長通知及び第201900108860号県土整備部治山砂防課長通知)の対象工事である。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318163.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規程に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

~~⑮ (日本芝生産地への配慮)~~

日本芝の生産に配慮した植生工について(令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知)(<https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm>)に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。

ア [張芝工・筋芝工] は、日本芝の[野芝・高麗芝]を使用すること。

イ [植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。

ウ [わら芝工・植生シート工・植生マット工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として1m²当り 〇〇円を見込んでいる。

~~⑯ (ICT活用工事[受注者希望型(LightICTを含む)])~~

本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事であるので、最新の「ICT活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm>を参照すること。

~~⑰ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)~~

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm>に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

~~⑱ (標示板の設置)~~

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡)を参考にすること。

~~⑲ (CCUS活用推奨工事[受注者希望型])~~ 【災害復旧工事、受託工事は対象外(当該項目を削除する)】

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUSの活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事(受注者希望型)特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm>を参照すること。

~~⑳ (遠隔臨場)~~

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

その他

~~㊤ (快適トイレの試行)~~

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事、港湾工事、漁港工事以外】(該当しない場合は削除)

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】

(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事】(該当しない場合は削除)

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】

(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

その他

2. 【港湾工事、漁港工事】（該当しない場合は削除）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※1までを原則とするが、監督職員と協議により必要と認められる場合は、増設できるものとする。

また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※1より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わないものとする。

ただし、海上運搬を伴う運搬・設置・撤去費用については、別途共通仮設費に積上げ計上※2するものとする

※1 施工箇所が点在する工事など、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

※2 快適トイレの海上運搬費用については、1回あたり当該工事で使用する作業船供用損料0.5 日分の費用を計上するものとする。なお、他の資材と混在して運搬する際には、快適トイレ個別での運搬費用は計上しない。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。

㉓（大型コンタリートブロック積擁壁）

大型ブロック及び基礎コンクリートは〇〇〇〇〇〇（製品名を記載）（以下「想定製品」という。）同等以上の品質を有すること。なお、想定製品以外の製品を使用する場合は、その製品に合わせた構造図、展開図等の作成及び擁壁高が8.0mを超える場合は地震時の安定性の検討を行い、事前に監督員の承諾を得ること。

㉔（けんせつトリピーのデザイン使用）

鳥取県が著作権を有するけんせつトリピーのデザインは、工事看板、工事案内チラシ等、工事をPRする目的に無料で使用できるので、積極的に活用すること。使用に当たっては、鳥取電子申請サービスから届出を行うこと。（届出送信後は、すぐに画像データを使用可能となる。）鳥取電子申請サービス<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>（けんせつトリピーで検索）



㉕（下請契約等）

下請契約を締結する場合は、最新の鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（<https://www.pref.tottori.lg.jp/211686.htm>）に基づき、適正な下請契約とすること。

また、適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底に努めること。

（<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/873746.htm#itemid873746> 参照）

㉖（中東情勢の変化に伴う建設資材の設計変更）

本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達に必要となる経費について設計変更の対象工事である。

設計変更を希望する場合は、調達公告時点で最新の「**琴浦町中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領**」（**琴浦町ホームページ（トップページ行政情報＞入札・契約＞琴浦町入札契約関係要綱・要領集）**）に基づき、監督員と協議すること。

本工事における調達検討資材は下表を想定している。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。

調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月
塩化ビニル管	φ〇〇mm	〇〇m	RO. 〇
塗料用シンナー	〇〇用シンナー	〇〇L	RO. 〇

※工事内容に応じて調達検討資材を記載すること

工 事 明 細 書

共通仮設費・現場管理費対象額表

設計条件	施工区域・工事場所区分 前払金支出割合区分 契約保証に係る一般管理費率の補正 通水試験	一般交通影響あり② 35%を超え40%以下 ケース 1 発注者が金銭的保証を必要とする場合。ただし、特定建設工事協同企業体工事は除く。 既設管と連絡なし
------	--	---

[illegible]

$$\begin{aligned} \text{変更前} \quad \text{共通仮設費対象額} &= \text{直接工事費} - \text{控除すべき購入費を除く管材費} \times 1/2 - \text{控除すべき購入費・処分費} \\ &= \\ &= \\ \text{現場管理費対象額} &= \text{直接工事費} - \text{管材費} \times 1/2 - \text{控除すべき工事原価・処分費} + \text{共通仮設費} \\ &= \\ &= \qquad \qquad \qquad + \text{共通仮設費} \end{aligned}$$

処分費(変更前)	共通仮設費対象額	=	
	処分費	=	
	処分費割合	=	3.80%(3%又は3千万円を超える処分費は率計算の対象としない)
	対象としない処分費	=	
	共通仮設費対象額	=	

積上げによる経費

1. 設計図面との対象番号
(1)一般平面図
(2)工種別構造図
2. 工事計画概要

上水道配水管布設工事(竹内地区R8-1工区)

[illegible]

第 1 号明細書

大父木地配水池系配水管HPPE ϕ 150 設計書

- ## 1、設計図面との対象番号

(1)一般平面图一

(2)工種別構造図一

- ## 2、工事計画概要

配水管HPPEφ150をL=295.6m布設するものである。

[illegible]

第 2 号明細書

国実水源地系送水管HPPEφ150 設計書

- ## 1、設計図面との対象番号

(1)一般平面图—

(2) 工種別構造図一

- ## 2、工事計画概要

送水管HPPE $\phi 150$ をL=295.6m布設するものである。

[illegible]

第 3 号明細書

金屋水源地系送水管HPPE ϕ 100 設計書

- ## 1、設計図面との対象番号

(1)一般平面図一

(2) 工種別構造図一

- ## 2、工事計画概要

送水管HPPE $\phi 150$ をL=295.7m布設するものである。

[illegible]

数量計算書

配水管布設工事 (R8-1工区)

[illegible]

[illegible]

大父木地配水池系配水管 HPPE φ 150

切 管 計 画 表											
HPPE φ 150× 5000											
No.	甲 切 管		乙 切 管					合計	残管	切断工 箇所数	備考
		小計					小計				
合計		0.000					0.000	0.000	0.000	0	

大父木地配水池系配水管 HPPE φ 150

切 管 計 画 表											
HPPE φ 100× 5000											
No.	甲 切 管		乙 切 管				合計	残管	切断工 箇所数	備考	
		小計									小計
1			3.770	0.780	0.380		4.930	4.930	0.070	3	
2			4.520	0.380			4.900	4.900	0.100	2	
3			3.360	0.880			4.240	4.240	0.760	2	
4			2.500	1.220	0.960		4.680	4.680	0.320	3	
5			4.360				4.360	4.360	0.640	1	
6			3.340	0.900			4.240	4.240	0.760	2	
7			1.280	0.960	1.000		3.240	3.240	1.760	3	
合計		0.000					30.590	30.590	4.410	16	

[illegible]

[illegible]

国実水源地系送水管 HPPE φ 150

切 管 計 画 表											
HPPE φ 150× 5000											
No.	甲 切 管		乙 切 管					合計	残管	切断工 箇所数	備考
		小計					小計				
合計		0.000					0.000	0.000	0.000	0	

国実水源地系送水管 HPPE φ 150

切 管 計 画 表											
HPPE φ 150× 5000											
No.	甲 切 管		乙 切 管				合計	残管	切断工 箇所数	備考	
		小計									小計
1			3.770	0.780	0.380		4.930	4.930	0.070	3	
2			4.520	0.380			4.900	4.900	0.100	2	
3			3.360	0.880	0.500		4.740	4.740	0.260	3	
4			2.500	1.220	0.960		4.680	4.680	0.320	3	
5			4.360				4.360	4.360	0.640	1	
6			3.840	0.900			4.740	4.740	0.260	2	
7			1.280	0.960			2.240	2.240	2.760	2	
合計		0.000					30.590	30.590	4.410	16	

[illegible]

[illegible]

金屋水源地系送水管 HPPE φ 100

切 管 計 画 表											
HPPE φ 100× 5000											
No.	甲 切 管		乙 切 管					合計	残管	切断工 箇所数	備考
		小計					小計				
			——	——	——	——					
合計		0.000					0.000	0.000	0.000	0	

金屋水源地系送水管 HPPE φ 100

切 管 計 画 表											
HPPE φ 100× 5000											
No.	甲 切 管		乙 切 管				合計	残管	切断工 箇所数	備考	
		小計									小計
			——	——	——	——					
1			4.620				4.620	4.620	0.380	1	
2			3.410	0.940	0.480		4.830	4.830	0.170	3	
3			2.500	1.040	1.320		4.860	4.860	0.140	3	
4			4.410	0.480			4.890	4.890	0.110	2	
5			4.670				4.670	4.670	0.330	1	
6			1.000	1.060	1.380	1.060	4.500	4.500	0.500	4	
7			3.810				3.810	3.810	1.190	1	
合計		0.000					32.180	32.180	2.820	15	

大父木地配水池系配水管 HPPE ϕ 150 土工断面延長

[illegible]

单 价 表

第 5 号代価表

ポリエチレン管据付工(融着接合)

10m当り

名 称	単位	単 価	20mm 数 量	金 額	25mm 数 量	金 額	30mm 数 量	金 額	40mm 数 量	金 額	数 量	金 額	摘 要
特殊作業員	人		0.07		0.07		0.08		0.08				
普通作業員	人		0.12		0.12		0.14		0.14				
計													
1m当り													

10m当り

名 称	単位	単 価	50mm 数 量	金 額	75mm 数 量	金 額	100mm 数 量	金 額	150mm 数 量	金 額	200mm 数 量	金 額	摘 要
特殊作業員	人		0.10		0.10		0.12		0.18		0.25		
普通作業員	人		0.18		0.18		0.20		0.26		0.49		
計													
1m当り													

第 8 号代価表

ポリエチレン管継手工(融着接合)

2口当り

名 称	単位	単 価	20mm 数 量	金 額	25mm 数 量	金 額	30mm 数 量	金 額	40mm 数 量	金 額	数 量	金 額	摘 要
特殊作業員	人		0.04		0.04		0.06		0.06				
普通作業員	人		0.04		0.04		0.06		0.06				
諸 雑 費	式		1		1		1		1				労務費×14.0%
計													
1口当たり													労務費×70%

2口当り

名 称	単位	単 価	50mm 数 量	金 額	75mm 数 量	金 額	100mm 数 量	金 額	150mm 数 量	金 額	200mm 数 量	金 額	摘 要
特殊作業員	人		0.08		0.08		0.12		0.14		0.14		
普通作業員	人		0.08		0.08		0.12		0.14		0.14		
諸 雑 費	式		1		1		1		1		1		労務費×14.0%
計													
1口当たり													労務費×70%

第 9 号代価表

ポリエチレン管切断工

1口当り

名 称	単位	単 価	13～50mm 数 量	金 額	75～200mm 数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	摘 要
特殊作業員	人		0.01		0.02						
普通作業員	人		0.01		0.02						
雑 材 料	式		1		1						φ13～50 労務費×1%
計											φ75～200 労務費×7%
撤去時											

第 10 号代価表

溶剤浸透防止スリーブ被覆工

100m当り

名 称	単位	単 価	75mm以下 数 量	金 額	100mm 数 量	金 額	150mm 数 量	金 額	200mm 数 量	金 額	数 量	金 額	摘 要
特殊作業員	人		0.25		0.30		0.35		0.43				
普通作業員	人		0.25		0.30		0.35		0.43				
諸雑費			137.5										
溶剤防護スリーブ	m		120.0		120.0		120.00		120.00				
固定用ゴムバンド	組		160.0		160.0		160.00		160.00				
粘着テープ	m												
計(固定バンド)													
計(粘着テープ)													
1m当り(バンド)													
1m当り(テープ)													
1m当り労務													

管長5mについての歩掛
溶剤浸透防護スリーブを管1本当たり単位とする場合は、c表の管1本当たりスリーブ長で割り戻すこと。
固定用ゴムバンドは、1組当たり2条とした場合の歩掛である。また、使用組数を継手1箇所当たり4組とし、直部1m当り(継手1箇所当たり1mを除く)1組とした場合の歩掛
100m当スリーブ使用量A(m)=(管1本当スリーブ長×(1+スリーブ割増係数))/(直管長)×100m
100m当固定バンド使用量B(組)=(4組×(1+バンド割増係数)+(直管長-1.0m))/(直管長)×100m
c表(管1本当たり溶剤浸透防護スリーブ長、直管長、固定バンド、割増係数)

呼び径(mm)	直管長	ポリエチレンスリーブ		固定バンド
		管1本当スリーブ長(m)	割増係数	割増係数
50-200	5	6	0-0.2	0-0.5

溶剤浸透防護スリーブの割増係数は、異形管、切管等に伴い使用不能となる材料割増である。
固定バンド割増係数は、異形管、切管等に伴う接合箇所の割増である。

第 26 号代価表

埋設標識シート工

100m当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
普通作業員			0.40人			
計						
1m当り	計/100					

[illegible][illegible]

摘	要
---	---

[illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

名 称	規 格	数 量	単 位			備 考
土木一般世話役		2.5	人			埋め戻し
普通作業員		3.8	人			埋め戻し
普通作業員		3	人			クソバ 締固め
小型バックホ運転	山積0.13m3〔平積0.1m3〕	1.538	日			投入 100/65
クソバ 運転		3	日			クソバ 締固め
諸雑費		1	式			端数処理
【 合計 】		100	m3			
【 単位当り 】		1	m3			

[illegible]

[illegible][illegible]

名 称	規 格	数 量	単 位			備 考
土木一般世話役		0.4	人			1*100/250
特殊作業員		0.8	人			2*100/250
普通作業員		1.6	人			4*100/250
アスファルト合材	再生粗粒度アスコン(20)	7.544	t			100*(3/100)*2.35*(1+0.07)
アスファルト乳剤	PK-3 プライムコート用	126	L			
振動ローラ運転		0.4	日			1*100/250
振動コンパクタ運転		0.8	日			2*100/250
諸雑費		1	式			(労+機)の17%を上限とする
【 合計 】		100	m2			
【 単位当り 】		1	m2			

名 称	規 格	数 量	単 位			備 考
土木一般世話役		3.3	人			2.4+0.9
特殊作業員		3.3	人			2.4+0.9
普通作業員		9.9	人			7.2+2.7
バックホウ運転	山積0.28m3[平積0.2m3]	12.5	h			たて込み
バックホウ運転	バックホウ 山積0.28m3[平積0.2m3]	6.5	h			引抜き
諸雑費		1	式			端数処理
【 合計 】		100	m			
【 単位当り 】		1	m			

[illegible]

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K	機械	14.4			
(東京)					
K1	コンクリートカッター〔バキューム式(超低騒音型)・湿式・エンジン駆動〕通称(切削深)20cm級ﾌﾟﾚｰﾄﾞ 径φ56cm	9.8			令和8年度版建設機械等損料表11-11
(東京)	コンクリートカッター〔バキューム式・湿式・エンジン駆動〕超低騒音型 通称(切削深)20cm級ﾌﾟﾚｰﾄﾞ 径φ56cm				
R	労務	58.9			
(東京)					
R1	特殊作業員	20.2			
(東京)	特殊作業員				
R2	土木一般世話役	10.89			
(東京)	土木一般世話役				
R3	普通作業員	9			
(東京)	普通作業員				
Z	材料	26.7			
(東京)					
Z1	コンクリートカッター(ﾌﾟﾚｰﾄﾞ) 径18ｲﾝﾁ(450mm)	22.47			
(東京)	コンクリートカッター (ﾌﾟﾚｰﾄﾞ) 径18ｲﾝﾁ				
Z2	ｶﾞｿﾘﾝ ｾﾞｷｭｰﾗｰｽﾀﾝﾄﾞ	2.88			
(東京)	ガソリン ｾﾞｷｭｰﾗｰｽﾀﾝﾄﾞ				
	*** 単位当り ***				
	積算単価 (地区：001 鳥取01 (31 鳥取県)／2026-09-10)				
	標準単価				

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 = 731.83 x
2	{ (9.8/100 x /) x 14.4/(9.8)
3	+ (20.2/100 x / + 10.89/100 x / + 9/100 x /) x 58.9/(20.2 + 10.89 + 9)
4	+ (22.47/100 x / + 2.88/100 x /) x 26.7/(22.47 + 2.88)
5	+ (100-14.4-58.9-26.7)/100 }
6	= (円/m)
7	
8	
条 件	
1	舗装版種別：アスファルト舗装版
2	アスファルト舗装版厚：15cm以下
3	コンクリート舗装版厚：-
4	コンクリート+アスファルト(ｶﾊﾞｰ)舗装版の全体厚：-
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	

土砂, 土量50, 000m3未満

【土木工事標準積算基準書(共通編)(R8)】Ⅱ-1-②-37

積算単位： m3

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K (東京)	機械	40.95			
K1 (東京)	バックホウ(クローラ型)〔標準型・排出ガス対策型(2014年規制)〕バケット容量0.8m3	40.95			令和8年度版建設機械等損料表02-11
	バックホウ(クローラ型)〔標準型・排出ガス対策型(2014年規制)〕バケット容量0.8m3				
R (東京)	労務	39.5			
R1 (東京)	運転手(特殊)	39.5			
	運転手(特殊)				
Z (東京)	材料	19.55			
Z1 (東京)	軽油 小型ディーゼル給	19.55			
	軽油 バトロール給油				
	*** 単位当り ***				
	積算単価(地区:001 鳥取01(31 鳥取県)/2026-09-10)				
	標準単価				

土砂, 土量50, 000m3未満

積算単位： m3

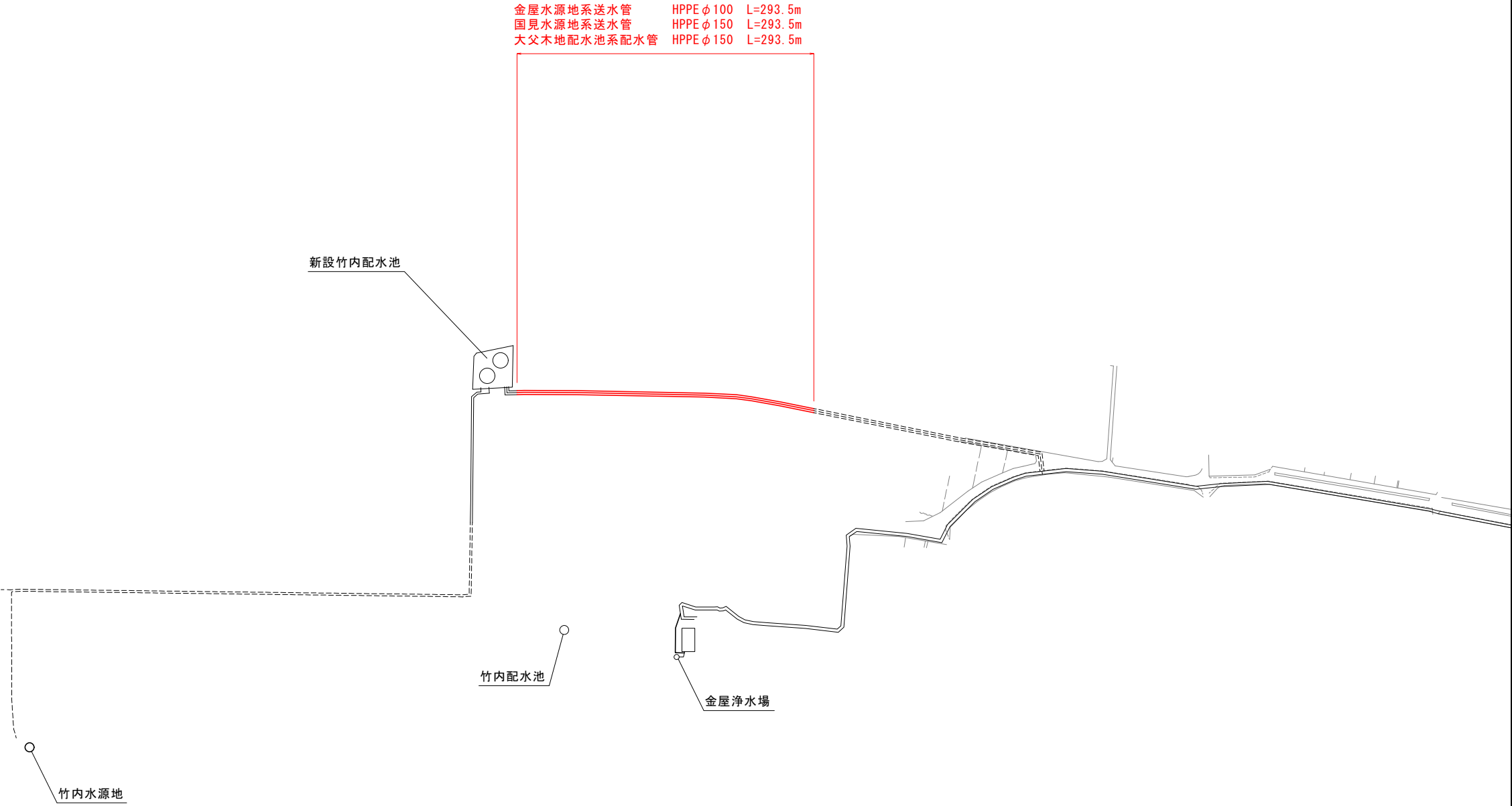
計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 = 249.36 x
2	{ (40.95/100 x /) x 40.95/(40.95)
3	+ (39.5/100 x /) x 39.5/(39.5)
4	+ (19.55/100 x /) x 19.55/(19.55)
5	+ (100-40.95-39.5-19.55)/100 }
6	= (円/m3)
7	
8	
条 件	
1	土質：土砂
2	作業内容：土量50, 000m3未満
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	

圖

面

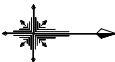
一般平面図

A1:S=1/2,500
A3:S=1/5,000



位置	鳥取県 東伯郡 琴浦町		
	琴浦町 大字竹内		
工事名	上水道配水管布設工事 (竹内地区R8-1工区)		
図名	一般平面図		
単位	m・mm	縮尺	A1:S=1/2,500 A3:S=1/5,000
8 葉 中 ノ 1			
令和 8 年度施工			

配管平面図(1) S=1/500



S=1:500

次年度以降

金屋水源地系送水管 HPPE φ 100 L=293.5m (SL=295.714m)
国実水源地系送水管 HPPE φ 150 L=293.5m (SL=295.558m)
大父木地配水池系配水管 HPPE φ 150 L=293.5m (SL=295.558m)

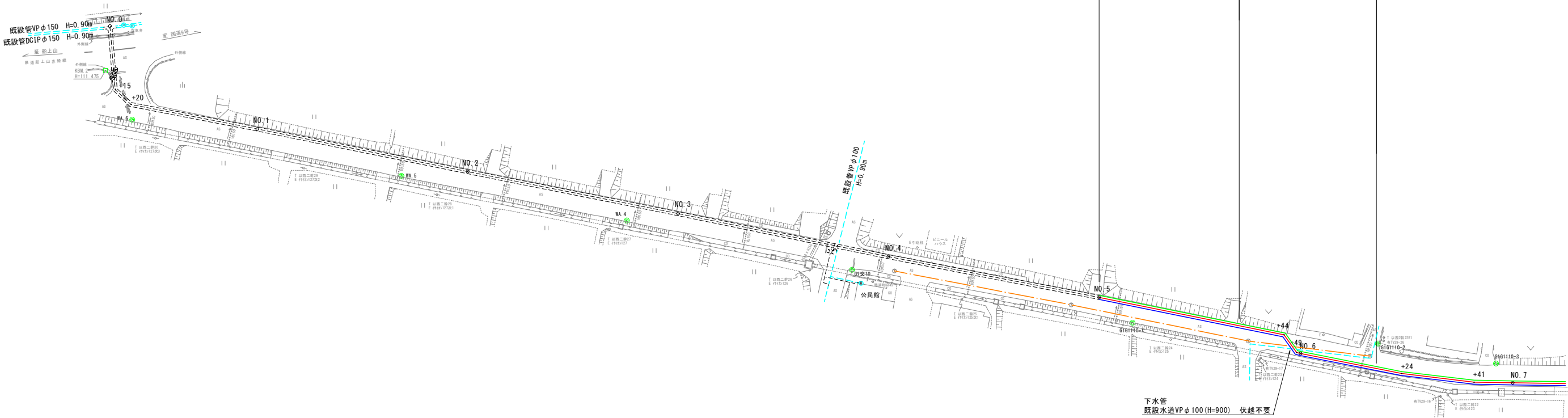
配管平面図(2)へ

土工 ADa③②②0.60 L=33.3m 農道 H=0.60m
土工 TDa③②②0.60 L=34.5m 町道 H=0.60m
土工 ADa③②②0.60 L=44.8m 農道 H=0.60m

NO.5

NO.5-33.3

NO.6-17.8

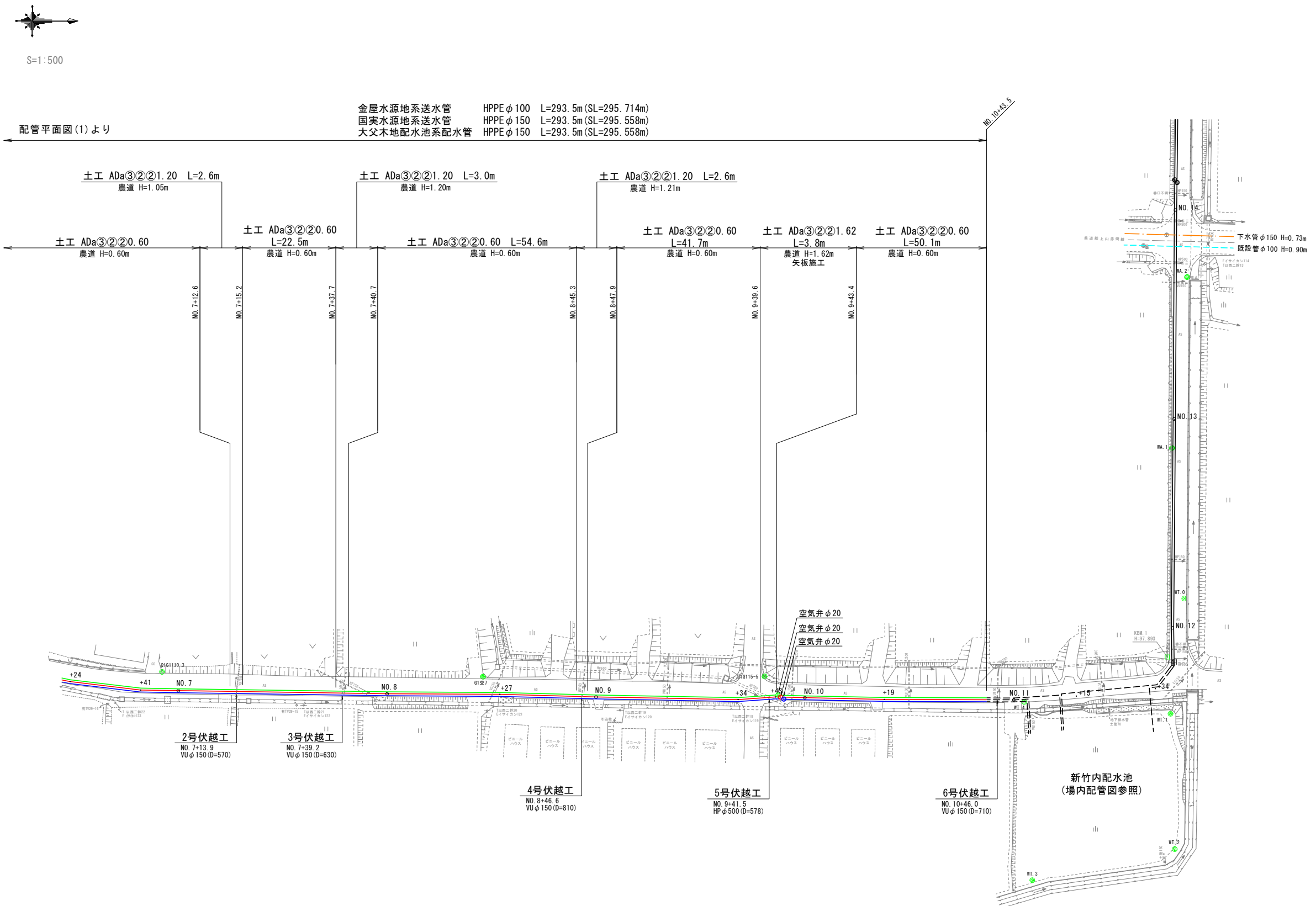


凡例

—	金屋水源地系送水管 HPPE φ 100
—	国実水源地系送水管 HPPE φ 150
—	大父木地配水池系配水管 HPPE φ 150

位 置	鳥取県 東伯郡 琴浦町		
	琴浦町 大字竹内		
工事名	上水道配水管布設工事 (竹内地区R8-1工区)		
図 名	配管平面図(1)		
単 位	m・mm	縮 尺	A1:S=1/500 A3:S=1/1000
	8 葉 中 / 2		
令和 8 年度施工			

配管平面図(2) S=1/500



凡例

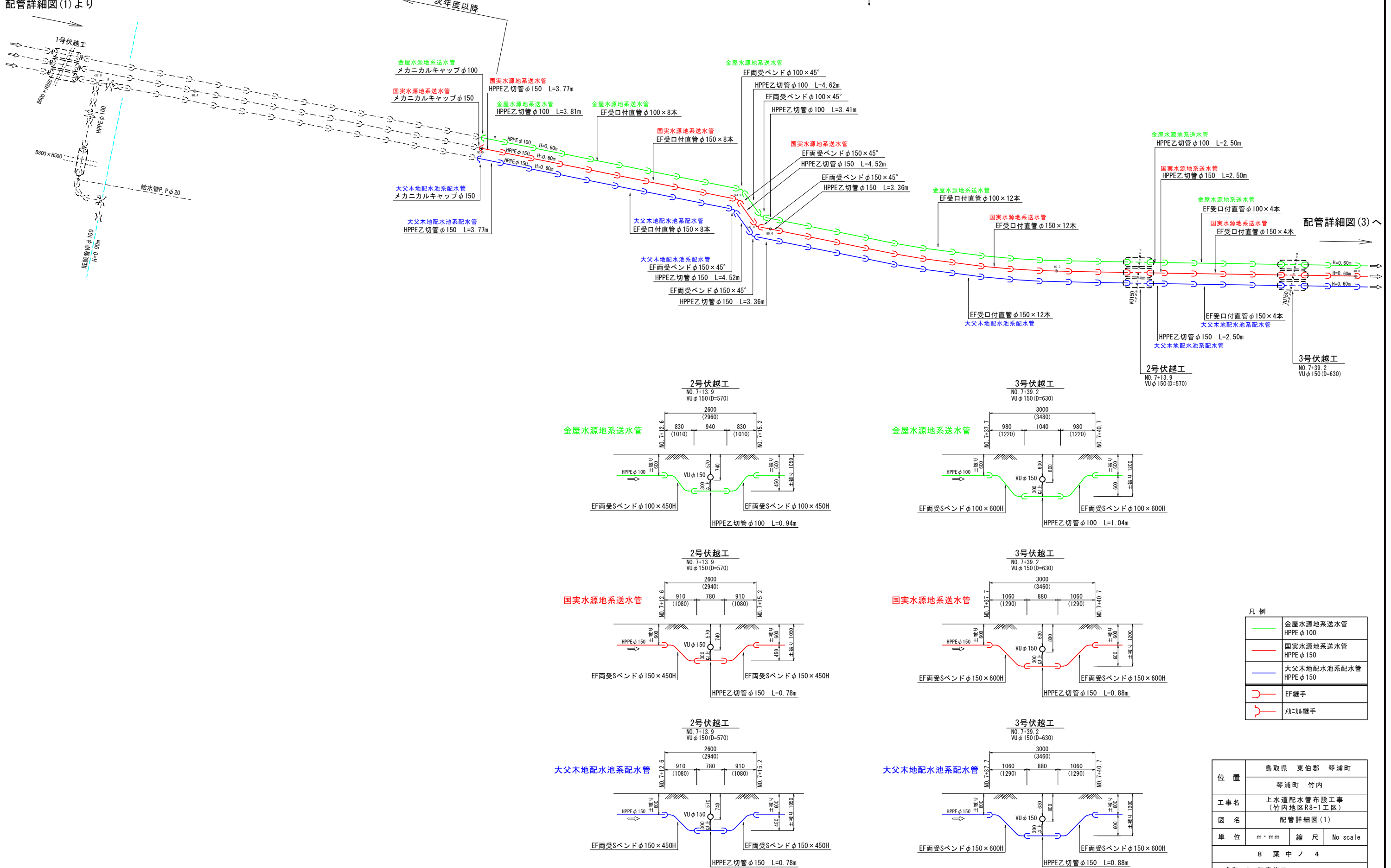
—	金屋水源地系送水管 HPPE φ 100
—	国実水源地系送水管 HPPE φ 150
—	大父木地配水池系配水管 HPPE φ 150

位 置	鳥取県 東伯郡 琴浦町		
	琴浦町 大字竹内		
工事名	上水道配水管布設工事 (竹内地区R8-1工区)		
図 名	配管平面図(2)		
単 位	m・mm	縮 尺	A1:S=1/500 A3:S=1/1000
8 葉 中 / 3			
令和 8 年度施工			

S=No Scale



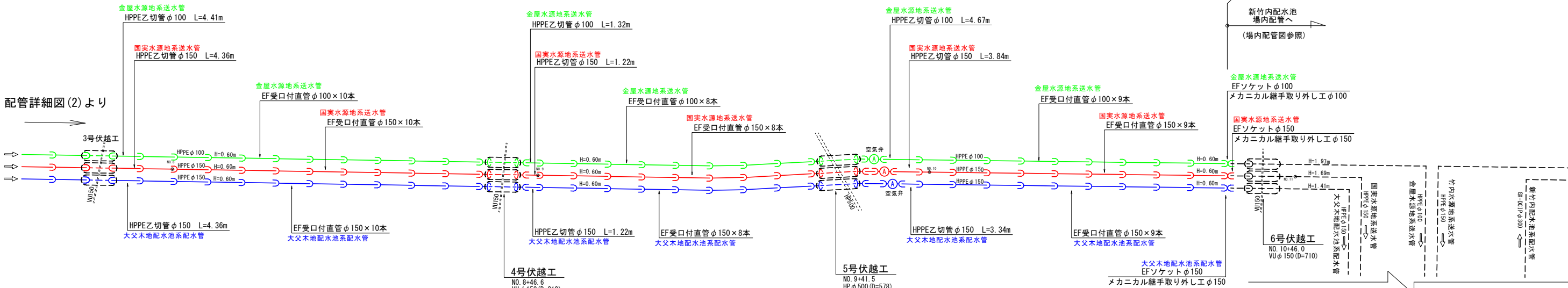
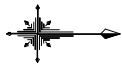
配管詳細図(1)より



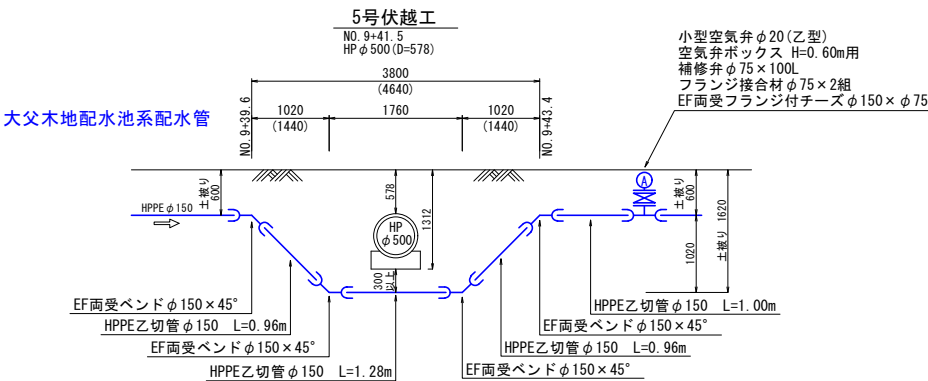
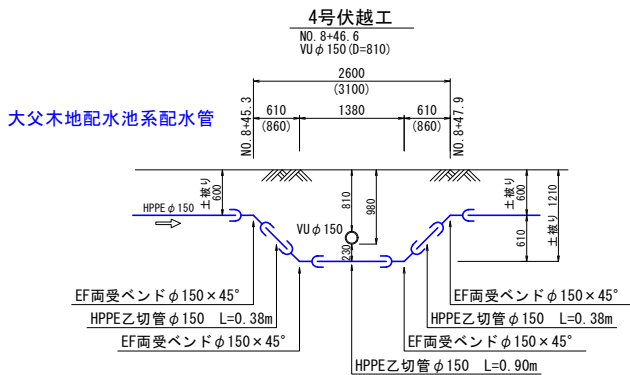
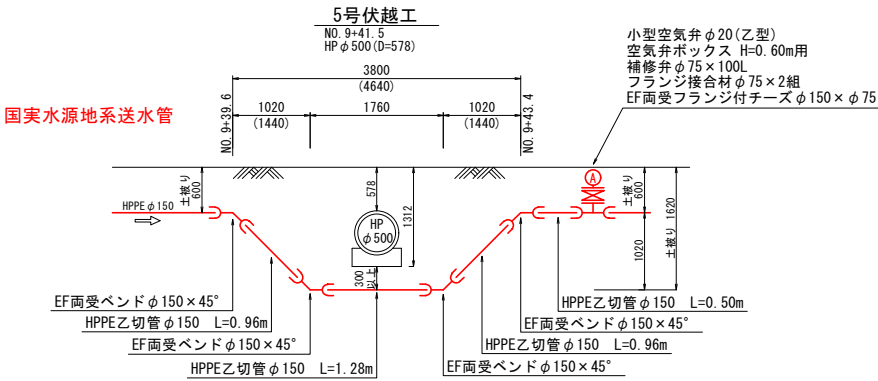
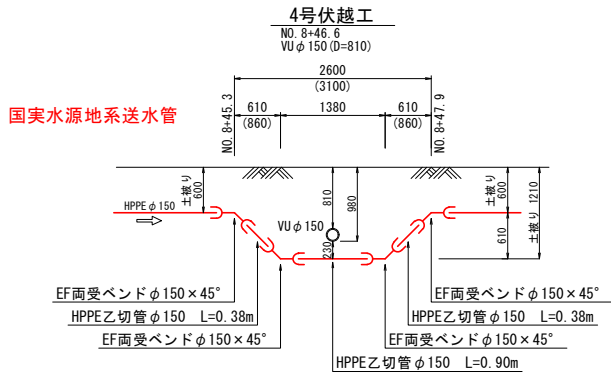
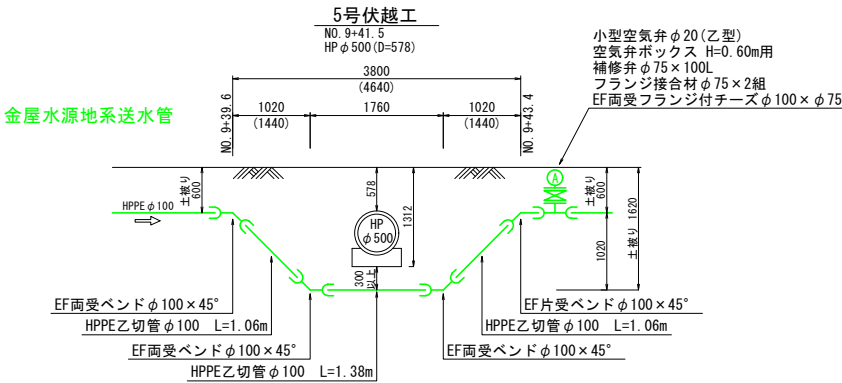
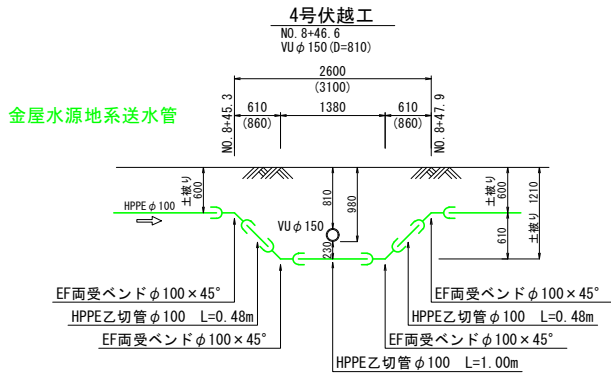
	金屋水源地系送水管 HPPE φ 100
	国実水源地系送水管 HPPE φ 150
	大父木地配水池系配水管 HPPE φ 150
	EF継手
	功二加継手

位 置	鳥取県 東伯郡 琴浦町		
	琴浦町 竹内		
工事名	上水道配水管布設工事 (竹内地区R8-1工区)		
図 名	配管詳細図(1)		
単 位	m・mm	縮 尺	No scale
8 葉 中 ノ 4			
令和 8 年度施工			

配管詳細図(2) S=No Scale

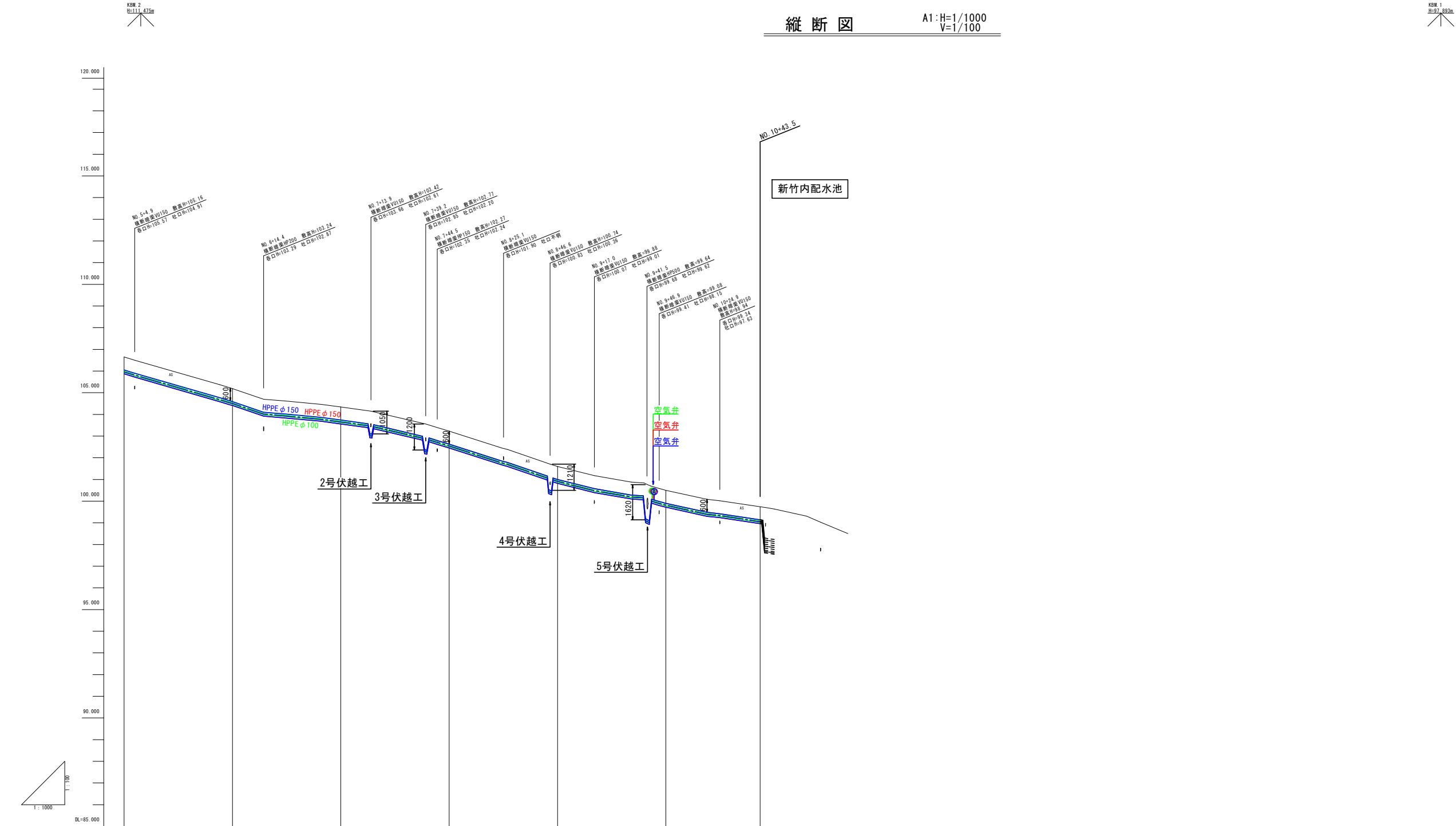


新竹内配水場々内配管



凡 例	
—	金屋水源地系送水管 HPPE φ 100
—	国実水源地系送水管 HPPE φ 150
—	大父木地配水池系配水管 HPPE φ 150
	EF継手
	効=加継手

位 置	鳥取県 東伯郡 琴浦町	
	琴浦町 竹内	
工事名	上水道配水管布設工事 (竹内地区R8-1工区)	
図 名	配管詳細図(2)	
単 位	m・mm	縮 尺 No scale
8 葉 中 / 5		
令和 8 年度施工		



金屋水源地系送水管 HPPE φ100 土被り	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600
国実水源地系送水管 HPPE φ150 土被り	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600
大父木地配水池系配水管 HPPE φ150 土被り	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600
竹内水源地系送水管 HPPE φ150 土被り							
新竹内配水池系配水管 GX-DCIP φ300 土被り							
地 盤 高	105.65	105.19	104.34	103.23	101.90	100.50	
追 加 距 離	250.000	300.000	350.000	400.000	450.000	500.000	443.500
単 距 離	50.000	50.000	50.000	50.000	50.000	50.000	43.500
測 点	NO. 5	NO. 6	NO. 7	NO. 8	NO. 9	NO. 10	NO. 10-43.5

凡 例

—	金屋水源地系送水管 HPPE φ100
—	国実水源地系送水管 HPPE φ150
—	大父木地配水池系配水管 HPPE φ150
—	竹内水源地系送水管 HPPE φ150
—	新竹内配水池系配水管 GX-DCIP φ300

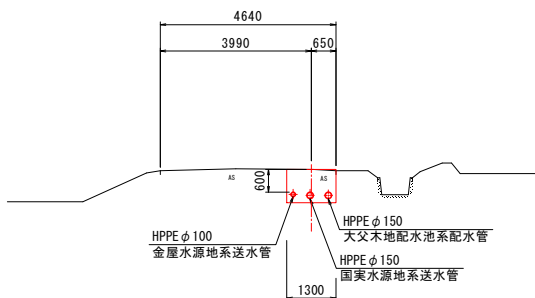
位 置	鳥 取 県 東 伯 郡 琴 浦 町		
	琴 浦 町 竹 内		
工 事 名	上 水 道 配 水 管 布 設 工 事 (竹内地区R8-1工区)		
図 名	縦 断 図		
単 位	m・mm	縮 尺	A1:H=1/1000 V=1/100
8 葉 中 / 6			
令和 8 年 度 施 工			

横断図

S=1/100

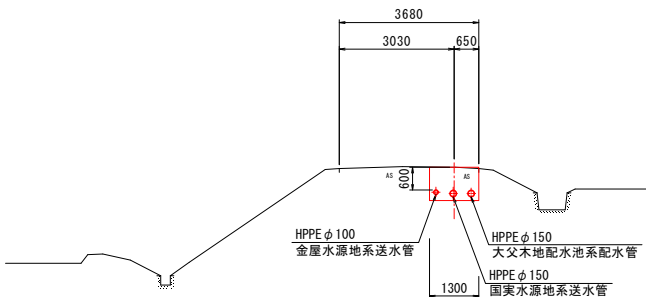
NO. 7

GH=104.34
FH=



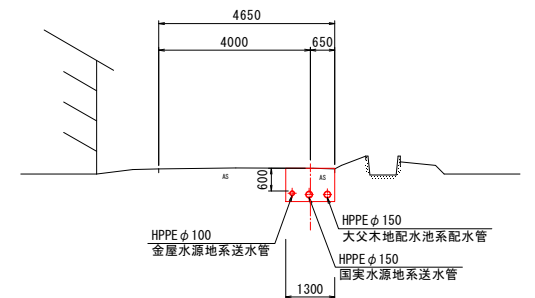
NO. 10

GH=100.50
FH=



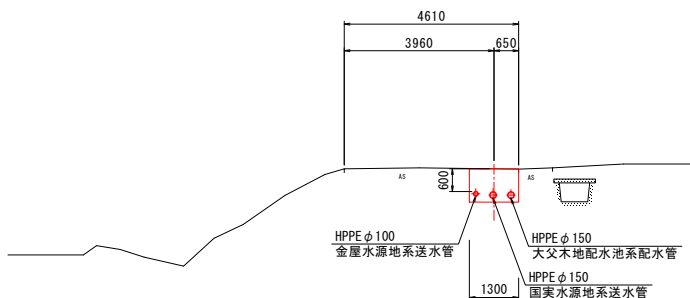
NO. 6

GH=105.19
FH=



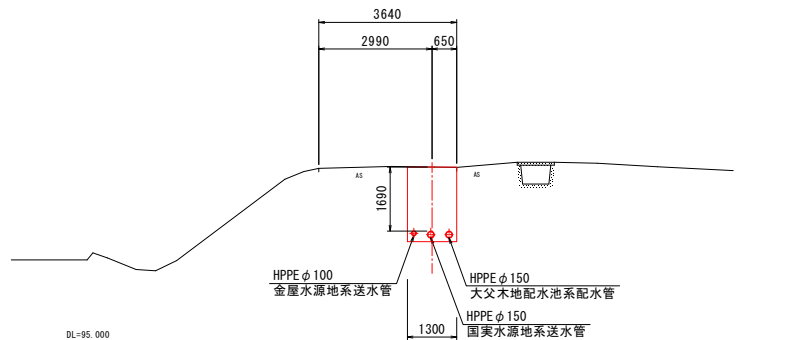
NO. 9

GH=101.60
FH=



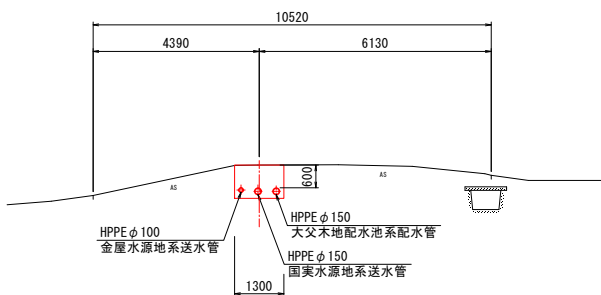
NO. 11

GH=99.64
FH=



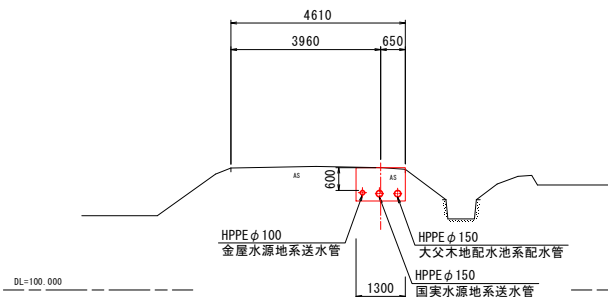
NO. 5

GH=106.65
FH=



NO. 8

GH=103.23
FH=



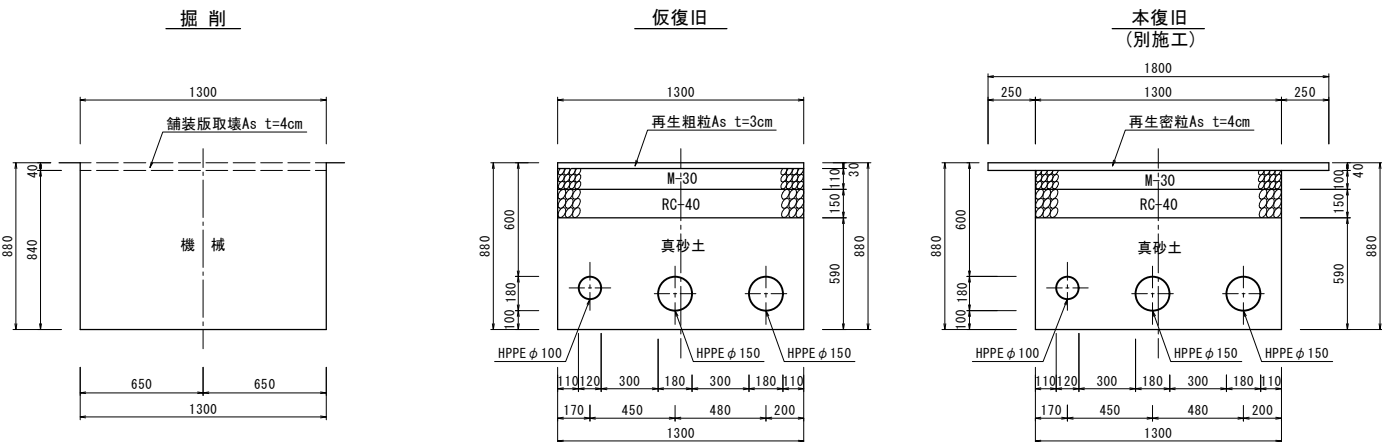
S=1:100



位置	鳥取県 東伯郡 琴浦町		
	琴浦町 竹内		
工事名	上水道配水管布設工事 (竹内地区R8-1工区)		
図名	横断図		
単位	m・mm	縮尺	A1:S=1/100 A3:S=1/200
8 葉 中 ノ 7			
令和 8 年度施工			

ADa③②②0.60

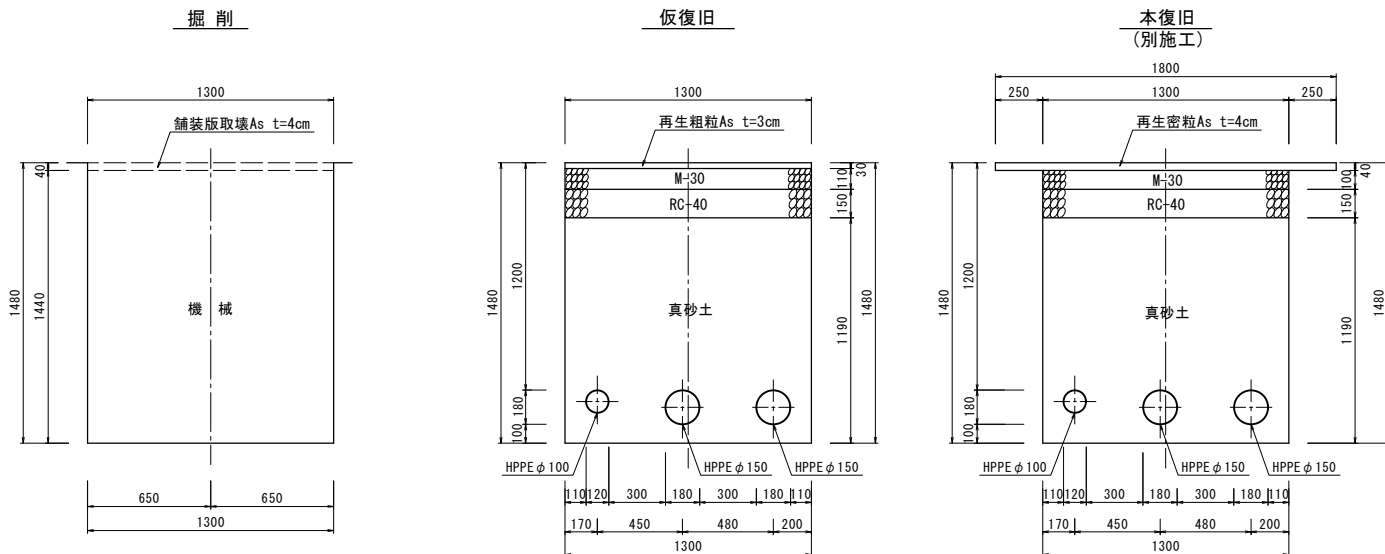
標準掘削断面図 農道(車道) φ100・φ150・φ150 H=0.60m



舗装切断工	(m ² /m)	As、t=15cm以下	2.000
舗装取壊積込工	(m ² /m)	As、t=10cm以下	1.300
床掘工	(m ³ /m)	機械	1.092
埋戻工	(m ³ /m)	真砂土(機械)	0.704
残土処理工	(m ³ /m)	土砂	1.092
		As塊	0.111
産廃処分量	(m ³ /m)	土砂	1.092
産廃処分量	(t/m)	As塊	0.261
下層路盤工	(m ² /m)	RC-40、t=15cm	1.300
上層路盤工	(m ² /m)	M-30、t=11cm	1.300
舗装仮復旧工	(m ² /m)	再生粗粒As、t=3cm	1.300

ADa③②②1.20

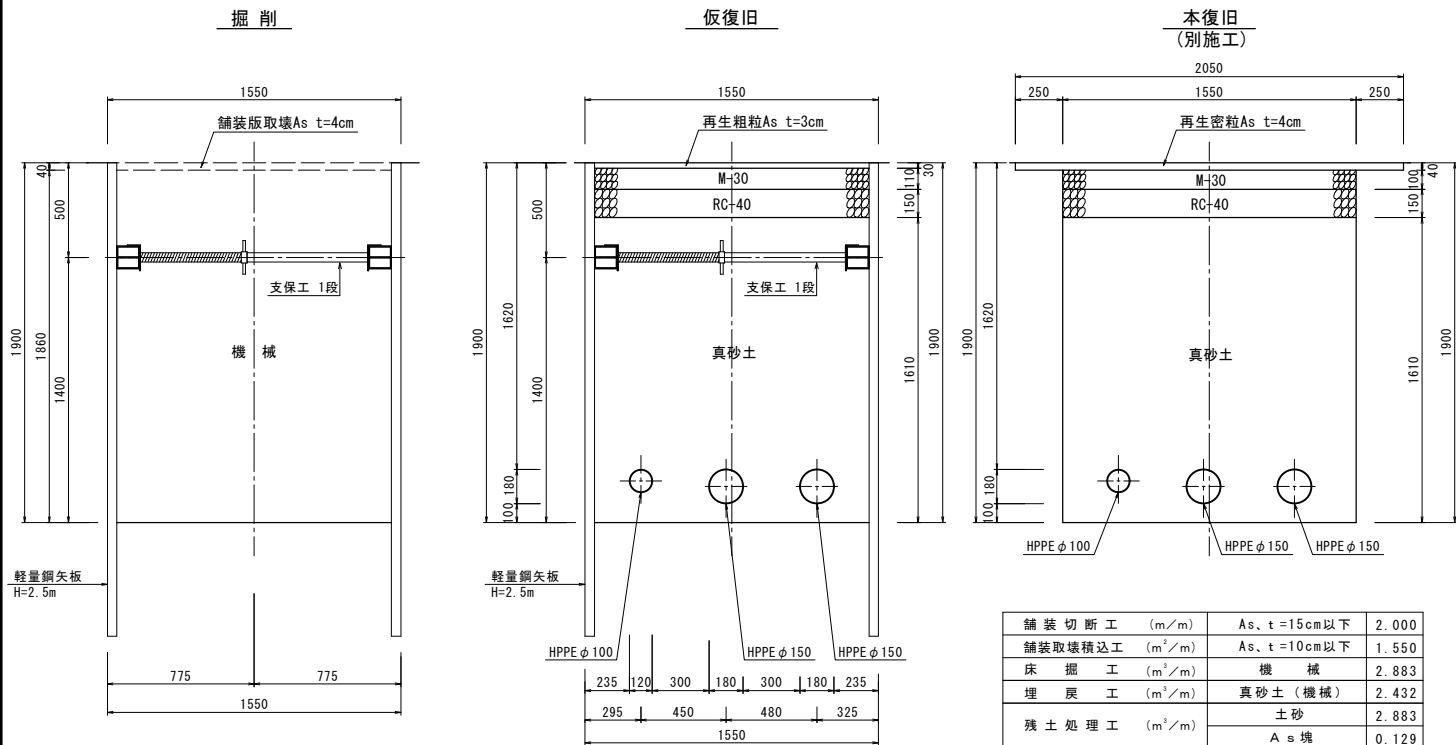
標準掘削断面図 農道(車道) φ100・φ150・φ150 H=1.20m



舗装切断工	(m ² /m)	As、t=15cm以下	2.000
舗装取壊積込工	(m ² /m)	As、t=10cm以下	1.300
床掘工	(m ³ /m)	機械	1.872
埋戻工	(m ³ /m)	真砂土(機械)	1.484
残土処理工	(m ³ /m)	土砂	1.872
		As塊	0.111
産廃処分量	(m ³ /m)	土砂	1.872
産廃処分量	(t/m)	As塊	0.261
下層路盤工	(m ² /m)	RC-40、t=15cm	1.300
上層路盤工	(m ² /m)	M-30、t=11cm	1.300
舗装仮復旧工	(m ² /m)	再生粗粒As、t=3cm	1.300

ADa③②②1.62

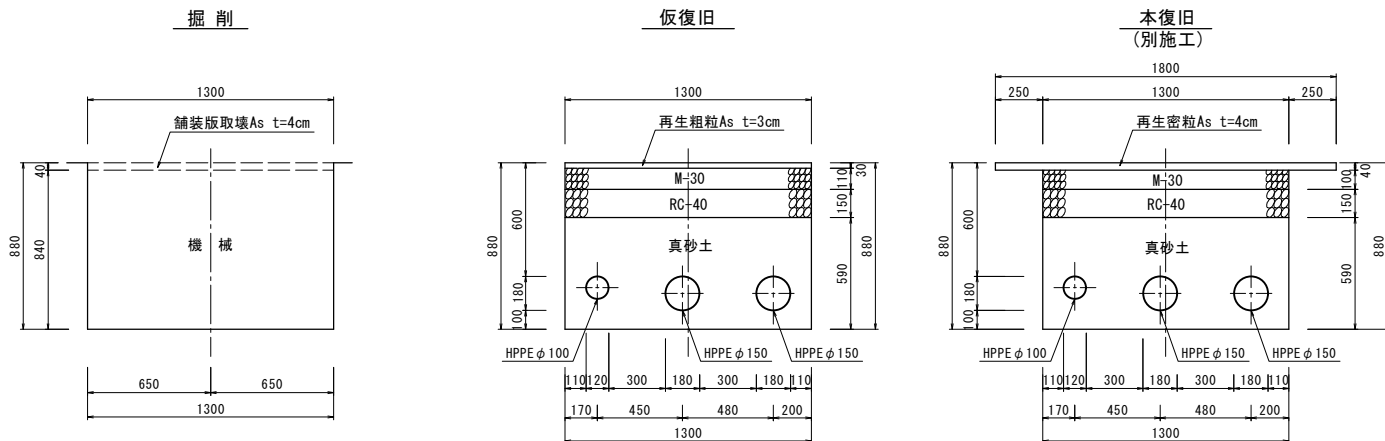
標準掘削断面図 農道(車道) φ100・φ150・φ150 H=1.62m



舗装切断工	(m ² /m)	As、t=15cm以下	2.000
舗装取壊積込工	(m ² /m)	As、t=10cm以下	1.550
床掘工	(m ³ /m)	機械	2.883
埋戻工	(m ³ /m)	真砂土(機械)	2.432
残土処理工	(m ³ /m)	土砂	2.883
		As塊	0.129
産廃処分量	(m ³ /m)	土砂	2.883
産廃処分量	(t/m)	As塊	0.303
下層路盤工	(m ² /m)	RC-40、t=15cm	1.550
上層路盤工	(m ² /m)	M-30、t=11cm	1.550
舗装仮復旧工	(m ² /m)	再生粗粒As、t=3cm	1.550
軽量鋼矢板 建込・引抜工	(m ² /m)	矢板長 L=2.5m	1.000
支保工	(m ² /m)	1段	1.000

1Da③②②0.60

標準掘削断面図 町道(車道) φ100・φ150・φ150 H=0.60m



舗装切断工	(m ² /m)	As、t=15cm以下	2.000
舗装取壊積込工	(m ² /m)	As、t=10cm以下	1.300
床掘工	(m ³ /m)	機械	1.092
埋戻工	(m ³ /m)	真砂土(機械)	0.704
残土処理工	(m ³ /m)	土砂	1.092
		As塊	0.111
産廃処分量	(m ³ /m)	土砂	1.092
産廃処分量	(t/m)	As塊	0.261
下層路盤工	(m ² /m)	RC-40、t=15cm	1.300
上層路盤工	(m ² /m)	M-30、t=11cm	1.300
舗装仮復旧工	(m ² /m)	再生粗粒As、t=3cm	1.300

種 別		路種・形態		舗装構成		口 径		深 度	
K	県道	D	車道	a	7ｽﾌｧﾙﾄ舗装	①	φ 300	○	○ ○
A	農道	P	歩道	c	ｺﾝｸﾞﾚｰﾄ舗装	②	φ 150	○	○ ○
T	町道			g	砂利	③	φ 100	○	○ ○
						④	φ 50以下	○	○ ○

(注記)
※ 本復旧は上水道管路工事では施工しない

位置	鳥取県 東伯郡 琴浦町		
	琴浦町 竹内		
工事名	上水道配水管布設工事 (竹内地区R8-1工区)		
図名	標準掘削断面図		
単位	m・mm	縮尺	A1:S=1/20 A3:S=1/40
8 葉 中 / 8			
令和 8 年度施工			